## 公益財団法人八尾市文化振興事業団 評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 89 条、第 105 条 (第 197 条において準用する第 89 条、同第 105 条) < 及び第 196 条 > 並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 13 号及び公益財団法人八尾市文化振興事業団定款第 17 条の規定にもとづく評議員に対する報酬等の支給の基準並びに、同第 33 条の規定にもとづく役員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

## (評議員に対する報酬等)

- 第2条 公益財団法人八尾市文化振興事業団 (以下「事業団」という。) の事業執行に必要な会議の出席及び事務に従事した場合の評議員に対する報酬及び費用弁償の額は、1日につき、8,000円とする。
- 2 評議員のうち、学識経験者と事業団が認める者が、事業執行に必要な会議の出席及び事務に従事した場合の 評議員に対する報酬及び費用弁償の額は、1日につき、21,000円とする。
- 3 評議員のうち、八尾市の常勤特別職にある者は支給しない。

## (非常勤の役員に対する報酬等)

- 第3条 公益財団法人八尾市文化振興事業団(以下「事業団」という。)の事業執行に必要な会議の出席及び事務に従事した場合の非常勤の理事及び監事に対する報酬及び費用弁償の額は、1日につき、8,000円とする。
- 2 非常勤の理事及び監事のうち、学識経験者と事業団が認める者が、事業執行に必要な会議の出席及び事務に 従事した場合の理事及び監事に対する報酬及び費用弁償の額は、1日につき、21,000円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、非常勤の理事のうち、事業執行の必要のため定期的に事務に従事する理事長に 対する報酬及び費用弁償の額は、月額105,000円とする。
- 4 理事及び監事のうち、八尾市の常勤特別職にある者は支給しない。

## (常勤の役員に対する報酬等)

- 第4条 常勤の理事に支給する報酬の額は、月額 540,000 円以内とし、他に次の手当を八尾市職員の支給率及び支給方法に準じて支給する。
  - (1) 期末手当
- (2) 勤勉手当
- 2 ただし、常勤の理事が、八尾市において再任用の対象である者の場合は、報酬の額は、月額 380,000 円以内 とし、他に次の手当を八尾市職員の支給率及び支給方法に準じて支給する。
- (1) 期末手当

- (2) 勤勉手当
- 3 常勤の理事のうち、使用人を兼務する理事については、理事に対する報酬は、支給しない。

(常勤の役員に対する通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当については、公益財団法人八尾市文化振興事業団就業規則(以下「就業規則」という。)第29条に準じて支給することができる。

(旅費)

第6条 評議員及び理事、監事が事業団の業務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。旅費の額は、公益財団法人八尾市文化振興事業団就業規則第40条に準ずるものとし、その都度支払う。

(退職手当)

- 第7条 常勤の役員の退職手当については、評議員会の決議により支給することができる。その支給総額については、評議員会で決議し、その総額内において支給金額及び時期、支払方法等を理事会に一任する。
- 2 常勤の役員のうち、八尾市の常勤特別職であった者及び一般職で退職した者については、退職手当を支給しない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、平成6年6月1日より施行する。

附則

この規程は、平成6年11月1日より施行する。

附則

この規程は、平成7年7月1日より施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日付で改正し、同日付で適用する。

附即

この規程は、平成22年4月1日付で改正し、同日付で適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年12月1日付で改正し、同日付で適用する (学識経験者の定義)
- 2 第2条第3項の学識経験者とは、大学教授、弁護士等高度な専門知識、技術若しくは経験を有しているものをいう。

附則

この規程は、公益財団法人八尾市文化振興事業団の設立の登記の日(平成23年4月1日)から全部改正し、施行する。

附則

この規程は、平成29年6月21日から一部改正し施行する。